

水道道路沿道地区地区計画等に関する 原案説明会開催のお知らせ



狛江市では、調布都市計画道路3・4・2号水道道路線（以下、「水道道路」といいます。）の整備にあわせて、水道道路沿道地区のまちづくりの検討を先行して進めております。

これまで実施した懇談会やオープンハウスの意見を踏まえ、水道道路沿道地区の地区計画等の都市計画原案を取りまとめましたので、原案説明会を開催します。

日時 令和8年 **10月16日(金)** 18:30~20:00

令和8年 **10月17日(土)** 10:30~12:00

場所 狛江市役所4階 特別会議室

（狛江市和泉本町一丁目1番5号）

定員 各回 40名 ※内容は両日とも同じです

申込 次の①②いずれかの方法でお申し込みください。 **締切:10月13日(火)**

事前
申込制



①WEBフォームで申込み

右の二次元コードより
アクセスしてください。



WEB フォーム

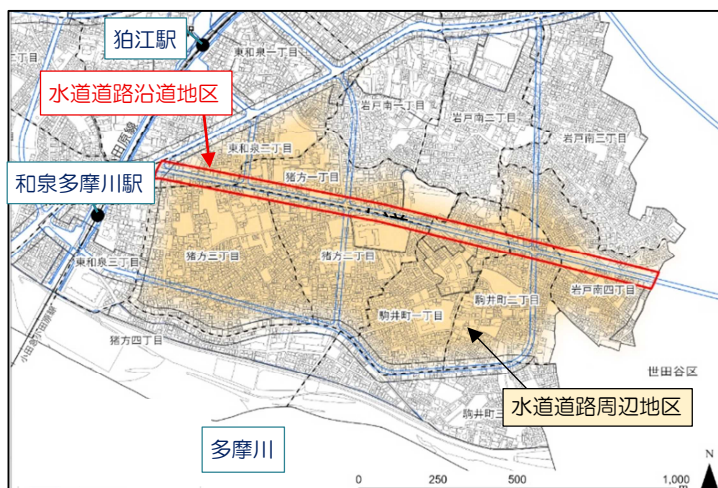
※電話等による口頭でのお申し込みはできません。
※申込多数の際は、抽選とさせていただきます。
抽選結果は電話又はメールでお知らせします。
※郵送の場合は、10月13日(火)消印有効です。

②郵送かファックスまたはメールで申込み

以下の申込事項を記入し、まちづくり推進課（裏面参照）へ

件名	水道道路沿道地区原案説明会参加申込
氏名 (漢字・ふりがな)	
住所	
電話番号 (日中繋がるもの)	
希望日時 (○をつける)	10/16(金) ・ 10/17(土)

「水道道路沿道地区」について



名称

水道道路沿道地区地区計画

位置

狛江市東和泉二丁目、猪方一丁目、猪方二丁目、猪方三丁目、駒井町一丁目、駒井町二丁目及び岩戸南四丁目各地内

面積

約9.0ha

【水道道路沿道地区・周辺地区のまちづくりの方針】

水道道路沿道の
利便性向上により
にぎわいのあるまち

安心・安全で
災害に強いまち

農地と住宅が
調和したまち

【水道道路沿道地区のまちづくりのルール(都市計画原案)】

用途地域等

- 用途地域の変更
※地区計画で水道道路の整備にあわせて建築物の用途を段階的に変更
- 高度地区の変更
※地区計画で建築物の高さは、従前と同じ 20mまでに制限

補完

地区計画

- 建築物等の用途の制限
- 建築物の敷地面積の最低限度
- 壁面の位置の制限
- 建築物等の高さの最高限度
- 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
- 垣又は柵の構造の制限

都市計画原案の縦覧・意見書の提出について



都市計画原案の縦覧

- 期間：令和 8 年 10 月 20 日(火)～11 月 2 日(月)
- 場所：狛江市まちづくり推進課（狛江市役所 5 階・午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（※土・日・祝日を除く））及び狛江市ホームページ（QR コード参照）



狛江市ホームページ



意見書の提出

- 期間：令和 8 年 10 月 20 日(火)～11 月 9 日(月)（消印有効）
- 場所：狛江市まちづくり推進課

※意見書の提出方法の詳細は、狛江市ホームページ（QR コード参照）をご覧ください。

【意見書を提出できる方】

地区計画等原案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する方（区域内の土地について対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権または登記した先取特権、質権もしくは抵当権を有する方など）



【お問合せ先】 狛江市 都市建設部 まちづくり推進課 都市計画係
〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
TEL：03-3430-1309 FAX：03-3430-6870
メール：tokeit01@city.komae.lg.jp